札幌市医療機関オンライン化支援事業補助金交付要綱

令和5年5月18日 保健福祉局健康安全担当局長決裁

(通則)

第1条 この補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては 札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年6月29日訓令第24号)、感染症 予防事業等国庫負担(補助)金交付要綱(平成20年12月19日厚生労働省発健第1219002 号)及び小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱(平成29年5月30日厚生労働省 発健0530第5号別紙)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、臨床調査個人票及び医療意見書のオンライン登録に関し、医療機 関が必要とする経費の一部を補助し、オンライン登録の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

(1) 医療機関

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)第 15 条第 1 項第 1 号に規定する難病指定医若しくは同項第 2 号に規定する協力難病指定医又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 3 第 1 項に規定する指定医が勤務する医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条の規定に基づき許可を受けた札幌市内の病院及び診療所、並びに同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所をいう。

(2) 臨床調査個人票

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第6条第1項に規定する診断書をいう。

- (3) 医療意見書
 - 児童福祉法第19条の3第1項に規定する診断書をいう。
- (4) オンライン登録

インターネットを経由し、難病指定医又は協力難病指定医が臨床調査個人票に 記載する臨床情報等を厚生労働省が整備する指定難病患者データベースに登録す ること及び指定医が医療意見書に記載する臨床情報等を同省が整備する小児慢性 特定疾病児童等データベースに登録することをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、前条第1号に規定する医療機関とする。ただし、第9 条に規定する補助金の交付決定より前に、第16条第3号のいずれかに該当することが 判明した者については、この補助金の対象外とする。 (補助基準額、補助対象経費及び補助率)

第5条 第1条に規定する補助金の補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

- 第6条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第1欄に掲げる補助基準額と第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

- 第7条 次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。
 - (1) 補助事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の承認 を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を 図らなければならない。
 - (5) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、 当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿 及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合 には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければ ならない。
 - (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に関する仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(様式11)により速やかに市長に報告しなければならない。
 - なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支 所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本 所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合 等の申告内容に基づき報告を行うこと。
 - (7) 市長は、前号の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて交付申請書(様式1)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金所要額調書(別紙様式1)
 - (2) 事業計画(変更)書(別紙様式2)
 - (3) 経費の積算根拠が分かる書類(見積書等)
 - (4) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(様式2)により申請者に通知する。

(軽微な変更の範囲)

- 第10条 第7条第1号に規定する、市長の承認が不要となる軽微な変更とは、次に掲げるいずれかの変更をいう。
 - (1) 補助金額の増額を伴わず、かつ、事業内容の著しい変更とならない場合
 - (2) 補助金額の増額を伴わず、補助対象経費(総事業費)を当初申請時の20%以内 で増額又は減額する場合
 - (3) 事業内容に変更が無く、入札の結果等やむを得ない事由により補助金額を当初申請時の20%の範囲内で減額する場合

(事前着手)

第11条 オンライン登録の実施に向けた事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない 事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記し た事前着手届(様式3)を市長に提出するものとする。

(変更承認申請等)

- 第12条 申請者は、第9条の決定通知があった後、補助対象事業を変更又は中止しようとするときは、変更承認申請書(様式4)又は中止承認申請書(様式5)を提出しなければならない。この場合、変更承認申請書(様式4)には補助金所要額変更調書(別紙様式3)を添えて提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合、その内容を審査の上、適当と認めたとき は変更又は中止の承認を決定し、変更承認通知書(様式 6)又は中止承認通知書(様 式 7)により通知する。

(事業実績報告)

第13条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる関係

書類を添えて実績報告書(様式8)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書(別紙様式4)
- (2) 事業実績報告書(別紙様式5)
- (3) 支出証拠書類(契約書、納品書、領収書の写し等)
- (4) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付決定(変更承認及び中止承認を含む。)の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式9)により通知する。

(補助金の交付の請求)

- 第15条 この補助金は、精算払とする。
 - 2 補助金の額の確定を受けた申請者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金請求書(様式10)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16条 市長は、第12条第1項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 第9条又は第12条第2項の規定に基づく通知に記載された補助条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正行為がなされたとき。
 - (3) 申請者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、申請者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三 者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認め られるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

- カ 補助対象事業に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。この場合において、ウ中「申請者」とあるのは、「自社」と読み替えるものとする。
- キ 補助対象事業に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当する場合に、札幌市が申請者に対して当該契約の解除を求め、申請者がこれに従わなかったとき。この場合において、ウ中「申請者」とあるのは、「自社」と読み替えるものとする。
- (4) その他補助することが不適当と認められる事実があったとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は前条の場合において、申請者に対し既に交付された補助金の全部又は 一部について返還を命じることができる。

(加算金)

- 第18条 申請者は、前条により補助金の返還を命ぜられたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を札幌市に納付しなければならない。
- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金 の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、申請者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は加算金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

1 補助基準額	2 補助対象経費	3	補助率
	医療機関が行う臨床調査		
1 医療機関あたり	個人票又は医療意見書の		1/2
	オンライン登録に向けた		
100,000円	システム環境整備に必要		
	な需用費、役務費、委託		
	料、備品購入費、負担金		